

部 課 長 各位

総務部長 鈴木 嘉 弘

令和3年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、田原市財務規則第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

## 1 財政見通し

- 国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで経験したことのない国難とも言うべき局面に直面しており、製造業を含めた様々な分野の経済活動に甚大な影響を及ぼし、極めて厳しい状況にあるとしている。
- 本市においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う企業業績等の減退により、市税を含めた歳入の減収が非常に大きく見込まれ、予算規模の縮小は避けられないものとなっている。  
一方で、継続中の大規模事業や、感染症対策・新しい生活様式への対応など新たな行政需要に必要な財源を確保するため、市全体の事業見直しによる行政経費削減が必要な状況となっている。

## 2 予算編成の基本方針

### ○新型コロナウイルス感染症対策の実施

市民生活を守り、地域経済の下支えするため、感染症拡大防止対策や「新たな日常」の実現に向けた取組を実施する。

### ○デジタル・ガバメントの推進

行政手続のオンライン化やAI・RPAを活用した業務プロセスの見直しにより、市民サービスの向上と事務の効率化に向けた取組を推進する。

### ○総合計画第15期実施計画の着実な実施

厳しい財政状況下であっても、長期的な展望に立った計画的な行政運営を行うため、第15期実施計画に掲げる事業を着実に実施する。

### ○第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の集中的な実施

喫緊の課題である人口減少対策・人口増加策を推進するため、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を集中的に実施する。

### ○予算規模縮小に応じた行政サービスの見直し

予算規模の縮小局面や感染症防止対策など新しい生活様式が求められるなかで、個性と活力ある「元気な渥美半島」の実現を目指すためには、施設の廃止、統合等を含めた行政サービスの再構築が必要となる。建設事業やその他行政経費に限らず、

固定性の強い義務的経費（人件費・社会保障費等）も含め、サービスの在り方から再検討を行う。

第4次行政改革大綱、行政評価、公共施設等総合管理計画等にも留意し、市民や民間事業者との協働、広域連携により行政サービスの再構築を推進する。

### 3 重点施策

予算編成の基本方針を踏まえ、次の各施策を重点施策として展開する。

#### ○住んでみたい・訪ねてみたいまちづくり

「地域の特色を活かした産業振興」、「定住・交流、関係人口の拡大」等の施策

#### ○住み続けたいまちづくり

「妊娠・出産・子育て環境の充実」、「福祉・医療の充実」、「教育環境の充実」、「安心・安全で快適なまちづくり」等の施策

#### ○未来につながるまちづくり

公共施設等総合管理計画に基づく保有資産のスリム化・長寿命化への取組、行政サービスの民営化等の「持続可能なまちづくり」等

### 4 予算編成方法

- 予算要求に当たっては、部単位に一般財源ベースでの要求上限額を設定する。
- 「個別査定方式」により、全ての事業の見直しを積極的に進めるとともに、事業の重点化を行う。

### 5 指示事項

- (1) 事業実績、効果・効率性等を確認し、最少費用・最大効果を実現するため、新型コロナウイルス感染症対策を含めた事業のスクラップ・アンド・ビルドなどにより実施内容の最適化を図ること。
- (2) 議会審議、決算審査、地域コミュニティ連合会等の実施・改善等に取り組むこととしたものは、十分に検討・調整した上で予算計上すること。
- (3) 一年間に見込まれる全ての収入・支出は当初予算に計上し、災害復旧費などで緊急やむを得ないもの以外は補正予算として対応しない。
- (4) 公共施設の維持補修については、公共施設等総合管理計画の目標（20年間でコスト3割）に沿った個別施設計画に基づく内容でなければ、令和3年度予算には計上できないこととする。
- (5) 特別会計は、独立採算の原則を徹底し、一般会計からの繰入金ができる限り削減すること。
- (6) 現時点では、国・県の予算、地方財政計画とも未定であるので、現行制度による見積りとなるが、その動向には予算要求後であっても十分留意し、変更等があれば速やかに財政課に連絡すること。

以上の点に配慮して、各部は予算要求に当たり、この編成方針の下、「予算要求要領」により行うものとする。